

特定個人情報保護条例 解釈・運用の手引

大阪市総務局

目次

第1条 趣旨	1
第2条 定義	2
第3条 個人情報保護法施行等条例の特例	4
第4条 特定個人情報保護評価	6
第5条 施行の細目	7
資料 大阪市特定個人情報保護条例	8

第1条 趣旨

(趣旨)

第1条 この条例は、実施機関又は大阪市会（以下「市会」という。）における特定個人情報の取扱い等に関し、大阪市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例（令和5年大阪市条例第5号。以下「個人情報保護法施行等条例」という。）の特例その他必要な事項を定めるものとする。

[趣旨]

本条は、この条例の趣旨を定めたものである。

[解説]

- 1 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）の一部改正により、同法が地方公共団体の機関及び地方独立行政法人に適用されることとなったことに伴い、同法の特例を定める行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）の適用の範囲が改められたことから、実施機関における特定個人情報の取扱い等に関しては、個人情報保護法及び番号法の規定が適用されることとなったため、これらの法律に定めのないものについて、必要な事項を本条例において定めるものである。
また、市会における特定個人情報の取扱い等に関しては、これらの法律の一部の規定を除いて適用されないことから、大阪市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例（令和5年大阪市条例第5号。以下「個人情報保護法施行等条例」という。）の特例その他必要な事項を定めるものである。
- 2 「実施機関又は大阪市会（以下「市会」という。）における特定個人情報の取扱い等」とは、特定個人情報の重要性を考慮し、実施機関又は大阪市会（以下「市会」という。）における特定個人情報の収集、保管、廃棄のほか、入力から記録、処理、出力、消去に至る電子計算機処理そのもの、保有する特定個人情報の利用、提供に係る作業や事務をいう。
- 3 「その他必要な事項」とは、実施機関又は市会における特定個人情報に係る番号法第27条に規定する特定個人情報保護評価に関する事項が該当する。

第2条 定義

(定義)

- 第2条 この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第9項に規定する特定個人情報をいう。
- 2 この条例において「市会保有特定個人情報」とは、大阪市会事務局（以下「市会事務局」という。）の職員が職務上作成し、又は取得した特定個人情報であって、市会事務局の職員が組織的に利用するものとして、市会が保有しているものをいう。ただし、大阪市会情報公開条例（平成13年大阪市条例第24号）第2条に規定する公文書（個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）第16条第2号に掲げるものを除く。）に記録されているものに限る。
- 3 この条例において「特定個人情報ファイル」とは、番号法第2条第10項に規定する特定個人情報ファイルをいう。
- 4 この条例において「実施機関」とは、個人情報保護法施行等条例第2条第2項第1号に規定する実施機関をいう。

[趣旨]

本条は、この条例における用語の定義を定めたものである。

[解説]

<特定個人情報>

第1項は、保護の対象となる特定個人情報の範囲を定めたものである。

- 1 「特定個人情報」とは、番号法第2条第9項に規定する「個人番号をその内容に含む個人情報」をいう。
- 2 番号法は、同法で使用する「個人情報」の定義について、第2条第3項で「この法律において『個人情報』とは、個人情報保護法第2条第1項に規定する個人情報をいう」と規定している。
- また、個人情報保護法第2条第1項は、同法で使用する「個人情報」の定義について、「生存する個人に関する情報」であって、「当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」に該当するもの、或いは「個人識別符号」に該当するものをいうと定義している。
- したがって、本項が規定する「特定個人情報」に適用される「個人情報」とは、上述の理由により、個人情報保護法第2条第1項で規定する「個人情報」であり、生存する個人に関する情報に限定され、死者の情報は含まれない。

<市会保有特定個人情報>

第2項は、市会における特定個人情報の取扱いに関する規律及び開示又は訂正の請求の対象となる特定個人情報を「市会保有特定個人情報」と定義し、その範囲を定めたものである。

<特定個人情報ファイル>

第3項は、「特定個人情報ファイル」の定義を定めたものである。

「特定個人情報ファイル」とは、特定個人情報を含む情報の集合体であって、特定の特定個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの又は特定の特定個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものをいう。

<実施機関>

第4項は、本条例において使用される「実施機関」とは個人情報保護法施行等条例第2条第2項第1号で定める「実施機関」であることを定めたものである。

- 1 市長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、固定資産評価審査委員会、公営企業管理者及び消防長並びに地方自治法（昭和22年法律第67号）第294条第1項に規定する財産区の管理者並びに本市が単独で設立した地方独立行政法人をもって、本条例における実施機関としたものである。
- 2 区長、福祉事務所長、保健所長、建築主事等は、一定の事務について独立した権限を有するが、特定個人情報の保護については、市長を実施機関とするものである。
- 3 選挙管理委員会は、市及び各区の選挙管理委員会をいう。
- 4 本市が単独で設立した地方独立行政法人は、地方公共団体とは別人格を有する独立した法人であるが、本市の事務事業の一部を補完又は分担し、市政の重要な一翼を担っていること、理事長等の最高責任者が市長によって任命されていることなどを考慮して、実施機関としたものである。

[参照条文]

<行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律>

第2条（定義）

<個人情報の保護に関する法律>

第2条（定義）

<大阪市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例>

第2条（定義）

第3条 個人情報保護法施行等条例の特例

(個人情報保護法施行等条例の特例)

第3条 市会保有特定個人情報に関しては、個人情報保護法施行等条例第18条第2項第2号から第4号まで及び第35条の規定は適用しないものとし、個人情報保護法施行等条例の他の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる個人情報保護法施行等条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。
(表省略)

[趣旨]

本条は、市会保有特定個人情報の利用の制限、他の法令等による開示の実施との調整並びに条例上の利用停止請求権について、個人情報保護法施行等条例の規定の適用に当たっての適用除外又は読替えを定めたものである。

[参照条文]

<行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律>

第9条(利用範囲)、第30条(個人情報保護法の特例)

第32条(地方公共団体等が保有する特定個人情報の保護)

<大阪市個人情報保護条例>

第6条(収集の制限)

<行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律>

第30条(個人情報保護法の特例)

第31条(情報提供等の記録についての特例)

[参考]

<本条による読替後の個人情報保護法施行等条例>

(利用及び提供の制限)

第18条 市会は、利用目的以外の目的のために市会保有個人情報を自ら利用してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、市会は、議長が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために市会保有個人情報を自ら利用することができる。ただし、市会保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

(1) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるとき

(2)－(4) 略

3－4 略

(条例上の利用停止請求権)

第44条 何人も、自己を本人とする市会保有個人情報に次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、議長に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該市会保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下この章において「利用停止」という。）に関して他の法令等の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

- (1) 第10条第2項の規定に違反して保有されているとき、第12条の規定に違反して取り扱われているとき、第13条の規定に違反して取得されたものであるとき、大阪市特定個人情報保護条例（令和5年大阪市条例第6号）第3条の規定により読み替えて適用する第18条第1項及び第2項（第1号に係る部分に限る。）の規定に違反して利用されているとき、行政手續における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき又は番号法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号法第2条第10項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき 当該市会保有個人情報の利用の停止又は消去
- (2) 番号法第19条の規定に違反して提供されているとき 当該市会保有個人情報の提供の停止

2 略

第4条 特定個人情報保護評価

(特定個人情報保護評価)

第4条 実施機関又は大阪市会議長（以下「議長」という。）は、番号法第28条第1項に規定する評価書について、特定個人情報保護評価に関する規則（平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号）第7条第4項に定める必要な見直しを行ったときは、当該評価書に記載された特定個人情報ファイルの取扱いについて、個人情報保護法施行等条例第55条第1項の規定による大阪市個人情報保護審議会の意見を聴かなければならない。

[趣旨]

本条は、実施機関又は大阪市会議長（以下「議長」という。）が番号法第28条第1項に規定する特定個人情報保護評価書について、特定個人情報保護評価に関する規則（以下「評価規則」という。）第7条第4項に定める必要な見直しを行ったときは、当該評価書に記載された特定個人情報ファイルの取扱いについて、大阪市個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴かなければならないことを定めたものである。

[解説]

- 1 実施機関又は議長が特定個人情報保護評価書について必要な見直しを行い、審議会の意見を聴かなければならないのは、評価規則第7条第1項及び第2項で規定された番号法第28条第1項に規定する評価書を公示し、広く住民その他の意見を求めたときをいう。
- 2 実施機関又は議長は、特定個人情報ファイルの取扱いに関して審議会の意見を聴き、必要に応じて特定個人情報保護評価の内容を見直すことが求められる。

[参照条文]

<行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律>

第27条（特定個人情報ファイルを保有しようとする者に対する指針）

第28条（特定個人情報保護評価）

第5条 施行の細目

(施行の細目)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。ただし、市会保有特定個人情報に関する事項については、議長が定める。

[趣旨]

本条は、この条例の施行に関し必要な事項を市規則で定めることを明らかにしたものである。

[解説]

- 1 本条は、この条例の施行の細目を市規則で定めることとしたものである。ただし、市会保有特定個人情報に関する事項については、議長が定めることとする。
- 2 本条は、この条例の施行の細目の委任に関する一般規定であるから、個別の条文に委任規定がある場合は、当該規定が優先する。

資料 大阪市特定個人情報保護条例

制 定 令和5年2月27日 条例6

(趣旨)

第1条 この条例は、実施機関又は大阪市会（以下「市会」という。）における特定個人情報の取扱い等に関し、大阪市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例（令和5年大阪市条例第5号。以下「個人情報保護法施行等条例」という。）の特例その他必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）

第2条第9項に規定する特定個人情報をいう。

2 この条例において「市会保有特定個人情報」とは、大阪市会事務局（以下「市会事務局」という。）の職員が職務上作成し、又は取得した特定個人情報であって、市会事務局の職員が組織的に利用するものとして、市会が保有しているものをいう。ただし、大阪市会情報公開条例（平成13年大阪市条例第24号）第2条に規定する公文書（個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）第16条第2号に掲げるものを除く。）に記録されているものに限る。

3 この条例において「特定個人情報ファイル」とは、番号法第2条第10項に規定する特定個人情報ファイルをいう。

4 この条例において「実施機関」とは、個人情報保護法施行等条例第2条第2項第1号に規定する実施機関をいう。

(個人情報保護法施行等条例の特例)

第3条 市会保有特定個人情報に関しては、個人情報保護法施行等条例第18条第2項第2号から第4号まで及び第35条の規定は適用しないものとし、個人情報保護法施行等条例の他の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる個人情報保護法施行等条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。

第18条第1項	法令に基づく場合を除き、利用目的	利用目的
	自ら利用し、又は提供してはならない	自ら利用してはならない
第18条第2項	自ら利用し、又は提供する	自ら利用する
第18条第2項第1号	本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき	人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるとき

第 44 条第 1 項 第 1 号	又は第 18 条第 1 項及び 第 2 項の規定に違反して 利用されているとき	、大阪市特定個人情報保護条例（令和 5 年 大阪市条例第 6 号）第 3 条の規定により読 み替えて適用する第 18 条第 1 項及び第 2 項（第 1 号に係る部分に限る。）の規定に 違反して利用されているとき、行政手続に おける特定の個人を識別するための番号の 利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号。以下「番号法」という。）第 20 条の規 定に違反して収集され、若しくは保管され ているとき又は番号法第 29 条の規定に違 反して作成された特定個人情報ファイル （番号法第 2 条第 10 項に規定する特定個 人情報ファイルをいう。）に記録されてい るとき
第 44 条第 1 項 第 2 号	第 18 条第 1 項及び第 2 項	番号法第 19 条

（特定個人情報保護評価）

第 4 条 実施機関又は大阪市会議長（以下「議長」という。）は、番号法第 28 条第 1 項に規定する評価書について、特定個人情報保護評価に関する規則（平成 26 年特定個人情報保護委員会規則第 1 号）第 7 条第 4 項に定める必要な見直しを行ったときは、当該評価書に記載された特定個人情報ファイルの取扱いについて、個人情報保護法施行等条例第 55 条第 1 項の規定による大阪市個人情報保護審議会の意見を聴かなければならない。

（施行の細目）

第 5 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。ただし、市会保有特定個人情報に関する事項については、議長が定める。

附 則

- 1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例の施行前に改正前の大阪市特定個人情報保護条例第 6 条の規定により行われた番号法第 27 条第 1 項に規定する特定個人情報保護評価に係る手続は、第 4 条の規定により行われたものとみなす。

「特定個人情報保護条例 解釈・運用の手引」

令和7年4月発行

発行 大阪市総務局

(担当)

大阪市総務局行政部行政課（情報公開グループ）

大阪市北区中之島1丁目3番20号

電話 06-6208-9825